

質問に対する回答(のびすく泉中央)

令和8年8月10日

番号	対象資料	対象ページ	対象項目	質問内容	回答
1	募集要項	P13	10管理に要する経費の取扱い (3)③年度毎の指定管理料の額 ア 指定管理業務収支調整金	ア指定管理業務収支調整金につきまして、年度ごとの指定管理業務の想定収支差額と実績の差の比較後の調整想定収支差額についての考え方ににつきまして、詳しく教えていただきたい。	想定する指定管理業務収支差額と実績としての指定管理業務収支差額とを比較して、実績収支差額の額が小さい場合は、想定収支差額から実績収支差額を控除して得た額の50%相当の額を、指定管理業務収支調整金として、仙台市に返還していただきます。 ただし、想定収支差額から実績収支差額を控除して得た額が仙台市子育てふれあいプラザ泉中央のホール利用料金(附帯設備に係るものを含む)の収入額以上の場合は、ホール利用料金収入額の50%相当の額とします。
2	募集要項	P13	10管理に要する経費の取扱い (3)④年度毎の指定管理料の額の精算・戻入 イ 戻入	イ戻入 指定管理者の戻入の考え方ににつきまして、もう少し詳しくご説明をお願いしたい。	指定管理者が年度末までに作成した指定管理料の精算書に基づき、仙台市が年度毎の指定管理者の額を確定し、その額が支払った指定管理料の額より多い場合には仙台市へ戻入を行っていただきます。 返還する金額については、上記1の回答の考え方にに基づき行います。
3	募集要項別記5		経費項目一覧	「その他の管理経費」の、「間接経費」につきまして、事務に係る管理経費を入れても良いのでしょうか。その際に一律で請求する場合、何パーセントほどが妥当とお考えか。	経費項目一覧に記載されている経費のいずれにも該当しない経費は「その他の管理経費」に計上して構いません。 仙台市として間接経費の標準率は設けておりませんので、各事業者において必要な経費を計上してください。